

## 意見書

2026 年 7 月 23 日

郵政民営化委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

郵政民営化に関する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

## 「郵政民営化に関する意見募集」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

### 1. これまでの郵政民営化に対する評価

私どもはかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張しており、「民でできるものは民で」という考え方に沿う政策として賛同してきた。

また、その過程においては、郵政民営化法の基本理念に掲げられているとおり、郵政民営化が地域社会の健全な発展および市場に与える影響に配慮しつつ、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずることが不可欠であると申しあげてきた。

#### (1) ゆうちょ銀行株式の売却

日本郵政が保有する金融2社(ゆうちょ銀行、かんぽ生命)の株式については、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において、できる限り早期の全株処分に向けて、日本郵政に具体的な説明責任を果たすよう努めることが求められており、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合は、2025年3月以降の株式売出し等を通じて、49.9%となっている。

また、2026年6月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律(以下「改正郵政民営化法」という。)においても、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課することが新たに規定された一方で、できる限り早期の処分を求める従前からの考え方は維持されている。

そのうえで、改正郵政民営化法の附則においては、「当分の間、3年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の際に、郵政民営化委員会および政府が見直しを検討する」こととされている。

他方、2026年5月に日本郵政グループが公表した中期経営計画「JPプラン2028」においても、郵政民営化法の趣旨を踏まえ、金融2社の株式処分について引き続き検討を進める旨や、グループ経営の観点にもとづき、ユニバーサルサービスへの影響や、金融2社の経営状況およびグループの一体性確保等の要素を勘案しながら検討を進める方針が示されている。

しかしながら、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間での公正な競争条件の確保の方法を含め、完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されていない。

## （２）ゆうちょ銀行による新規業務への参入や上乗せ規制のあり方

2025年6月、日本郵政がゆうちょ銀行株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことにより、同行の新規業務規制は「認可制」から「届出制」に移行している。

こうした上乗せ規制の枠組みは、改正郵政民営化法においても、引き続き、日本郵政が保有する金融2社の株式の全部をできる限り早期に処分することを目指す旨が定められていること、また前述の附帯決議において、金融2社の全株式処分に向けて日本郵政が具体的な説明責任を果たすよう努めるものとされていることに鑑みれば、完全民営化に向けた移行期間中の取扱いであると解される。

すなわち、現行の上乗せ規制の枠組みは、将来的な完全民営化を前提としたものであり、それを所与として、ゆうちょ銀行による新規業務への参入や新たな子会社保有等に係る認可判断が都度行われてきたものと認識している。

他方、改正郵政民営化法においては、当分の間、日本郵政に対してゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課することが新たに規定されており、上記前提に影響を及ぼす可能性には十分な注意が必要である。

## （３）ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し

2018年12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（以下「委員会意見（2018年）」という。）では、預入限度額規制を緩和する方針が示され、2019年4月にはゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げられた。

委員会意見（2018年）では、日本郵政グループおよび政府に対して、①貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること、②将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること、が示された。

これらの条件のうち、①のインセンティブ撤廃のほか、②のうち、ゆうちょ銀行株式の売却が段階的に実施されてきたことは評価するものの、ビジネスモデルの再構築に関しては、ゆうちょ銀行の各種リスク管理体制の整備状況も含めて、十分な検証・評価の結果は依然として示されていない。

## （４）民間金融機関との連携・協働

ゆうちょ銀行が推進しているΣビジネス（地域活性化）を通じた各地域におけるエクイティ資金供給に係る取組みをはじめとして、日本郵政グループ

と民間金融機関は、地域経済の活性化やお客さまの利便性向上のため、それぞれの機能や郵便局ネットワーク等の経営基盤を活かしつつ、連携・協働を推進してきた。

これまでの連携・協働の取組みを振り返ると、ATMの相互開放や運用管理の共同化、全銀システムへの接続による相互送金の実現、全銀協への「特例会員」入会による振り込め詐欺等の情報連携を通じた金融犯罪の抑止・防止への取組み、ゆうちょ銀行による民間金融商品の販売、シンジケート・ローンへの参加、投資信託運用会社の共同設立のほか、地域経済の活性化や地方創生の観点からの民間金融機関等との地域活性化ファンドへの共同出資など、幅広い分野で取組みが積み重ねられてきた。

こうした取組みを通じて、日本郵政グループと民間金融機関との連携・協働は、一定程度進展してきたものと評価している。

## **2. 今後の郵政民営化への期待**

郵政民営化法では、その基本理念において、「多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上」とともに、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」ることが掲げられており、この理念を踏まえた郵政民営化の審議・検討が不可欠である。

### **(1) 日本郵政による金融 2 社の株式売却**

私ども銀行界としては、2012 年の郵政民営化法改正時の附帯決議において求められているとおり、ゆうちょ銀行を含む金融 2 社の全株式売却に向け、日本郵政が具体的な説明責任を果たすことを求める。

そのうえで、改正郵政民営化法において引き続きできる限り早期の売却が求められている趣旨や、「JP プラン 2028」においても、金融 2 社の株式処分に関する検討を継続する方針が示されていることを踏まえ、日本郵政が保有する金融 2 社の全株式処分に向けた道筋が早期に示され、その実現に向けた取組みが着実に進むことを期待している。

### **(2) ゆうちょ銀行による新規業務参入や上乗せ規制のあり方**

当協会は、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点を踏まえ、金融機関のサービス向上に資するか否かを総合的に検討し、その可否を判断する必要があると主張してきた。

しかしながら、依然として日本郵政による説明責任は果たされていないことから、早期にその道筋が示され、実現に向けた取組みが着実に進むことを強く期待する。

郵政民営化委員会が2025年7月に策定した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」（以下「運用方針」という。）のとおり、新規業務に関する調査審議に当たっては、調査審議を行うか否かを決定するに至った理由、調査審議の内容、結果および理由等について、適切に情報開示がなされる必要がある。

また、運用方針においては、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取を実施する」とされているが、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を積極的に確保すべきである。

さらに、郵政民営化委員会は、ゆうちょ銀行において、新規業務のみならず、既存業務も含め、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備がなされているか確認するほか、新規業務の開始後においても、改正郵政民営化法において「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」旨が規定されていることを踏まえ、その遵守状況について、継続的なモニタリング等を通じて適正な競争関係の確保に努めるとともに、他の金融機関等からの要請があった場合を含め、「意見書の作成・公表」等を行うべきである。

また、上記対応の中で、問題が認められた場合には、監督上の是正措置等が講じられることも不可欠である。

加えて、改正郵政民営化法の附則においては、「本検証に際し、上乗せ規制の在り方について郵政民営化委員会および政府が検討する」旨が規定されている。しかしながら、現状においてはゆうちょ銀行に対する間接的な政府出資がなお存続しており、このような状況下では、公正な競争条件を確保する観点から、上乗せ規制の緩和は拙速に議論されるべきではない。

万が一、ゆうちょ銀行が民間金融機関と同様の貸出業務等を開始した場合、その規模や信用力を背景として、特に地域金融機関に与える影響は極めて大きいものとなるおそれがある。とりわけ、地域金融機関が担ってきた信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下につながり、その結果として金融システムの安定性や地域経済の持続的発展に悪影響を及ぼすことも懸念される。

したがって、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提に、民間金融機関との公正な

競争条件が確保されているかについて、改めて検討されることが重要である。

### （３）ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し

ゆうちょ銀行の預入限度額について、郵政民営化委員会が 2024 年 3 月に公表した「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」では、ゆうちょ銀行から、「日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が 2 分の 1 を下回り、新規業務が届出制になるなど、経営の自由度が向上する一環として、通常貯金の限度額について何らかの検討を行う方向としたいとの考えが示された」とされている。

しかし、さらなる見直しについて将来的に議論を実施しようとする場合、まずは委員会意見（2018 年）において、日本郵政グループおよび政府に対して求められている「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルの再構築」について、郵政民営化委員会および関係当局において検証および評価を行い、これが実現していることが前提となる。

また、民間金融機関は、各地域において家計や企業の資金循環を支えるとともに、とりわけ企業に対して成長資金等を供給するうえで不可欠な金融仲介プレイヤーである。今後は、政府が掲げる 17 の戦略分野をはじめとして、資金供給機能や成長支援機能をより一層強化し、ひいては、わが国における資金の好循環を創出していくことが求められている。こうした中、各金融機関にとって、安定的な預金調達基盤を確保・拡大する重要性は、従来にも増して高まっている。

一方、ゆうちょ銀行の貯金残高は、2026 年 3 月末時点で約 186 兆円と、依然として極めて大きい。加えて、近年の民間金融機関の預金・貸出動向をみると、地域金融機関の預貸率は相応に上昇してきており、一部の地域金融機関では預金残高の伸び悩みや減少も確認される。こうした環境下において、預入限度額規制のあり方については、預金獲得競争の激化を招くことのないよう、極めて慎重に検討されるべきである。

## 3. 改正郵政民営化法の附則にもとづく検証に関する事項

### （１）ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響

上乗せ規制は、ゆうちょ銀行に対する間接的な政府出資が存続している状況下において、郵政民営化の基本理念である「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置」として設けられている。さらに、改正郵政民営化法においては、当分の間、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行株式の 3 分の 1 超の保有義務が新たに課されている。これらを踏まえれば、公正な競争条件を確保する観点から、拙速に規制緩和の議論がなされるべきではない。

前述のとおり、万が一、ゆうちょ銀行が民間金融機関と同様の貸出業務等を開始した場合、その規模や信用力を背景として、特に地域金融機関に与える影響は極めて大きいものとなるおそれがある。とりわけ、地域金融機関が担ってきた信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下につながり、その結果として金融システムの安定性や地域経済の持続的発展に悪影響を及ぼすことも懸念される。

また、ゆうちょ銀行の貯金残高は、2026 年 3 月末時点で約 186 兆円と、依然として極めて大きい。加えて、近年の民間金融機関の預金・貸出動向をみると、地域金融機関の預貸率は相応に上昇してきており、一部の地域金融機関では預金残高の伸び悩みや減少も確認される。こうした環境下において、預入限度額規制のあり方については、預金獲得競争の激化を招くことのないよう、極めて慎重に検討されるべきである。

以上を踏まえ、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提に、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討されることが重要である。

## **(2) 日本郵政が金融 2 社の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策、ならびに、日本郵政グループの組織のあり方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担のあり方**

日本郵政が金融 2 社の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するためには、「JP プラン 2028」で示されているとおり、「金融 2 社と日本郵便との間の受委託関係を支える連携強化策を検討し、その具体化に向けグループ全体で取り組む」ことが重要と考えられる。

その際、ゆうちょ銀行が郵便局に支払っている銀行業務等に係る委託手数料 2,978 億円（2025 年度のゆうちょ銀行の営業経費の 31.65%）の水準については、異業種に起因するリスクの混入を排除しつつ、金融システムの安定性を確保する観点から、十分な透明性が確保されるべきである。

また、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対し、日本郵便の関連銀行としてゆうちょ銀行が支払っている拠出金 2,630 億円（2025 年度のゆうちょ銀行の営業経費の 27.95%）の算定基準については、その妥当性が確保されるよう、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用（日本郵便が負担すべき額を除く）となっているかについて、継続的に検証がなされるべきである。

## **4. 結論**

わが国の持続的な成長の実現に向けては、各地域において民間金融機関が様々な関係者と連携しつつ、金融仲介機能を適切に発揮することが不可欠であ

るほか、人口減少・少子高齢化に伴う後継者不足への対応や、デジタル化、カーボンニュートラルへの取組みといった地域の諸課題の解決に向け、お客さまに寄り添った伴走型支援を一層強化し、地域金融力の向上を図っていく必要がある。

こうした中、ゆうちょ銀行については、間接的な政府出資が継続していることを踏まえ、民間金融機関との適正な競争関係を確保する観点から、上乗せ規制や預入限度額規制は引き続き維持されるべきである。そのうえで、お互いの強みを生かし、連携・協働を推進していくことが重要である。

また、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提として、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討が行われることも求められる。

郵政民営化の推進に当たっては、郵政民営化委員会および関係当局において長期的な国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われ、郵政民営化が本来の目的や理念に沿って着実に進められることを強く期待する。

その結果、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で公正な競争条件が確保された下で、お互いに切磋琢磨し金融サービスの向上に努めることが、地域経済の発展や国民経済の健全な発展に寄与することを切に希望する。

以　上